

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
2.高圧ガス保安法						
(2)輸入手続の簡素化						
1 (LPGプラント用のポンプ・コンプレッサー)	通 82022	関係基準類の改正に際しては、事前に内外に周知を図るとともに、一部の試験については外国検査データで代替できることとする。	昭和57年4月、左記措置を実施。	外国検査データで代替した具体的試験内容いかん。	設備設置後では検査実施困難な肉厚測定、耐圧測定、気密試験等である。	
4 (高圧ガス保安協会への相談窓口)	通 00201	高圧ガス保安協会に外国企業からの相談窓口を設ける。	平成4年4月、相談窓口を設置した。	具体的相談件数及び相談処理件数いかん。	相談件数は102件(日本企業の輸入相談を含む)であり、処理件数は102件である。	
(3)冷凍設備						
1 (日本冷凍空調工業会への自主検定制度への参加マニュアル)	通 82079	日本冷凍空調工業会に対し、海外製造業者への手続きマニュアルを作成するよう要請するとともに、検査データの相互受入れについては、今後両国協会間で協議する。	昭和58年2月、マニュアルを作成し米国工業会へ送付。	検査データの相互受入が実現しない理由いかん。	日本冷凍空調工業会でデータ受入制度及び受入手続き並びに関係書類を整備して米国側に送付したが、米国側から検定依頼が来ていないためデータ受入の実績は未だゼロとなっているとのことである。(なお、日本冷凍空調工業会は米国工業会(AHAM)と定期的にコンタクトしているが、これまでのところ依頼は一件もないとのこと。)	

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
3 (冷凍保安責任者) 通	40303	平成9年度中に、指定設備以外の冷凍設備に係る資格者の選任に係る制度の合理的なあり方に関する検討を行い、平成9年度を目途に省令等の改正を行う。	平成9年9月、フルオロカーボンを冷媒とする自動制御装置付製造設備について、冷凍保安責任者を選任する必要のない範囲を60ℓ/日未満から300ℓ/日未満に引き上げた。	規制緩和は評価できるが、冷凍保安責任者を選任する必要性は、製造設備の大小よりも、その機種の新旧によるところの方が大きいのではないか。	平成9年9月30日付けで先の措置を講じたところであるが、本措置は旧設備については技術的に適用困難であるため、通達を施行した平成9年10月1日以降に新設した設備に限り適用している。	
(5) その他						
2 (バルブ式安全弁の吹出し係数) 通	93496	平成8年3月、従来の係数に加え、JIS B8225による係数等の追加を行った。		この追加内容は、米国規格と同一ものか。	米国の吹き出し係数測定方法と一致している。	
3.労働安全衛生法						
(1) 防爆電気機器						
1 (相互承認の推進) 労	30303	IEC規格等に適合するとの認証を受けた製品については、必要事項を確認し、早急に我が国の型式検定に合格したものと同等の扱いとし、その際、必要に応じて規格の細部等の統一を早急に図る。	当面、日・EU間の相互承認について協議を進めるため、平成10年度において、EUの検定制度、規格等の調査を行う。	所管省の対応は、OTO対策本部決定に則したものとはいえないのではないか。	現在、政府として日・EU間において包括的に協議が進められており、当該協議を踏まえ対応することとしている。	

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
2 (外国検査データの受入) 労	30303	指定外国検査機関制度の広報に努め、積極的に指定を進めることにより、外国検査データの受入れを推進する。	指定外国検査機関として、英国及びドイツのそれぞれ1機関を指定し、検査データを受け入れている。同制度周知のために、(社)産業安全技術協会を通じて広報に努めている。	欧米では、1国に複数の検査機関が存在すると思われるが、なぜ英・独それぞれ1機関ずつしか指定されていないのか。	本制度は、申請に基づき指定するものであり、現在、フランス、オーストラリア、ドイツの各機関において申請の準備が進められているところである。	
				制度周知の広報活動は、責任の所在が曖昧な産業安全技術協会ではなく、労働省自らが行うべきではないか。	今後、さらに在日大使館等を通じて広報に努めることとしている。	
3 (IEC規格以外の調査) 労	30303	IEC規格以外の規格について、相互認証に向けて今後5年程度を目途に調査検討を行い、逐次必要な措置を講ずる。	IEC規格以外の規格について、引き続き調査、検討することとしている。	調査、検討の終了時期の目途いかな。	1に記した日・EU間の協議の状況も踏まえながら、今後3年程度を目処に調査検討することとしている。	
4.消防法						
(3)その他						
3 (ガス乾燥機) 自	00204	日本ガス機器検査協会において、諸外国との間で相互認証の推進を図るとともに、外国検査機関の試験結果を活用する制度の運用を図る。	平成5年10月、一定の条件の下、アメリカ研究所の試験結果を活用することとした。	平成5年10月以降、試験結果を受け入れることのできる外国検査機関は増加したか。	外国検査機関の試験結果の活用に関して、アメリカガス協会以外の諸外国の機関から要請がないため、平成10年9月現在、アメリカガス協会のみである。	

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
5.化学物質						
4 (輸入届出を要しない少量新規化学物質の適用上限の引き上げ)	厚通(労) 85186	厚生省、通産省は、環境汚染防止のため困難。今後新たに化学的知見が得られた場合は、改めて協議を行う。申出機会は、現行の年3回を年4～5回に拡大する。	昭和62年3月、適用上限の引き上げを行った。	所管省庁間において、見解の相違があるが、こうした相違がなくなるよう努力してもらいたい。		
	(厚) (通労) 85186	労働省は、労働災害防止のため困難。今後新たに化学的知見などが得られた場合には改めて協議を行う。	新たな化学的知見が得られていないため、適用上限の引き上げは困難。		厚生省及び通産省は一般環境の汚染防止のための規制を、労働省は作業環境で使用されている化学物質による労働者の健康障害防止のための規制を行っている。化学物質を取り扱う労働者は、一般環境におけるばく露に比べ、極めて高い濃度にばく露されることから、取り扱う化学物質が少量であっても、労働者の健康障害を引き起こす恐れがある。従って、少量新規化学物質の適用上限を引き上げることはできない。 なお、労働省においては、労働者の健康障害防止の観点から必要な科学的知見の収集に今後とも努めて参りたい。	

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
6.外国為替及び外国貿易管理法						
(1)事前確認制度等						
5 (絹製混交織物等) 通	30301	事前確認の申請が本省扱いとなっている絹製混交織物等について、申請者の負担軽減のため、地方通商産業局経由で平成8年4月から受付を行う。事前確認申請書の簡素化については、弾力的な運用を行い、関係者にその旨周知する。その他申請手続きの簡素化についても今後とも見直しを行う。	平成8年3月、事前確認申請書の簡素化については、写真等の提出により、申請通りの貨物か否かを判断することも可能となる場合には一部記入項目の記載免除など、事例に応じた弾力的な運用を行うこととした。	当面は歓迎できるが、弾力的と恣意的の境目が曖昧となれば、行政の透明性という観点からは問題が生じるのではないか。	申請された輸入貨物を、写真、絵、パンフレット等の提出によって確認できる場合は、貨物の規格について合理的範囲と判断される限りにおいて一部の記載を免除している。 個人がおみやげ品として購入した場合、または商業用であっても小売店から調達した場合のように、確認申請書記載事項中の貨物の規格が不明な場合がある。そうした事情がある場合、やむを得ないと合理的に判断される限度において申請書への当該事項の記載を免除しているものであり、可能な限り恣意的な判断とならないよう努めている。	
7.電気事業法等						
(1)発電設備						
2 (日本内燃力発電設備協会の認定制度) 通	40301 31306	日本内燃力発電設備協会の自家発電装置の認定制度について、法的義務があるような外観を作り出さないよう同協会を指導する。	左記協会に対して同協会の認定制度が誤解を与えないよう指導した。また、同協会は第三者に誤解を与えないような和文及び英文パンフレットを作成した。	協会への指導が効果をもたらさなかった点は、公正取引委員会の調査(平成10年7月14日)でも明らかであり、通産省自らが協会の認定制度は国の認定制度等と関係がないことを公表すべきである。	公正取引委員会の調査報告書において23頁の関係事業者の認識の項目に「以前、認証の取得が法令上の義務であると誤解している外国事業者が見られたが、今回のヒアリングでは、このような誤解は認められなかった」とあり、当省の指導が浸透してきていると考えられることから、改めて公表する必要はないと考えられる。	

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
8.電気用品						
(1)国際規格との整合化						
2 (米国UL基準の受入) 通	85200	米国のUL基準で認められている電気殺虫器の輸入について安全上特に問題がないことを確認の上型式承認を行う方向で対処する。	平成9年度末にIEC規格に整合化しており、UL基準がIECに整合化した基準に適合するものであれば、安全上特に問題がないことを確認の上型式認証を行うことができる。	昭和60年に申し立てられた苦情に対し、平成9年度末まで措置できなかった理由いかん。	電気用品に係る技術基準の整合化については、国際規格であるIEC規格を取り入れる形で順次進めてきており、平成9年度末まで時間を要したもの。なお、本件申し立ての電撃殺虫機器を含め、ほぼ全ての品目について基準の整合性が確保されている。	
(3)その他						
1 (電気用品取締法の技術基準の英訳) 通	20303	日本電気用品試験所が行っている電気用品取締法の技術基準の英訳を引き続き進めるよう働きかける。	平成10年度中に英訳が完了する予定。	英訳にこのように長期間が必要であるということから、和訳資料提出を求められる側の手間も理解できるはずであり、要求資料の削減に更に努力すべきである。	現状において、電気用品の構造、材料及び性能を説明した図面や書面等、安全性を確認するために必要最低限の資料のみを求めているところ。	

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
3 (英文による通申請)	20303	登録、型式承認の手續に際しては、英語の使用を認めることの可能性について検討する。	検討した結果、言語の相違から内容解釈の差異が派生するおそれがあるため英文申請は認められない。	<p>検討した際、申請資料の必要性そのものは再度検討されたのか。</p> <p>工業分野においては、英語が事実上世界標準語となっている点を考慮して対応すべきである。</p>	<p>登録においては電気用品の製造及び検査の方式、特定製造設備及び特定検査設備の概要を説明した書面等の型式の承認においては、電気用品の構造、材料および性能を説明した図面や書面等の安全性の確認のため必要最低限の資料のみ求めているところ。</p> <p>当該申請の事務申請において、言語の相違から派生する内容解釈が生じるおそれがあり、適切な審査が行えないために、技術基準への適合性確認、行政事務の手續き等に必要な最低限の事項について、日本語での申請を求めているもの。</p>	

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
10.計量法						
(1)運用						
1 (弾力的な運用)	通 40302	海外各国におけるSI単位への統一動向を踏まえ、輸入活動や消費生活に支障をきたさないような計量法の弾力的な運用を進める。	平成10年6月時点で5件の運用実績がある。	当面は歓迎できるが、弾力的と恣意的の境目が曖昧となれば、行政の透明性という観点からは問題が生じるのではないか。	非法定単位に係る販売規制に関しては、計量法の厳格の運用が法の本来の趣旨ではあるものの輸入活動や消費生活に支障をきたすおそれのあるものについては、個別ケースごとに許容できる範囲内であるか否か実態に即して判断を行っているところ。	
(2)血圧計						
1 (外国検査データの受入)	通 84155	当面困難であり、OIML(国際法定計量機関)での検討結果を踏まえ対応する。	引き続きOIMLで検討中であるが、当面合意ができていないことから、外国データの受入れは当面困難。	OIMLにとり血圧計の問題は優先度が低いのではないか。したがって、外国データの受入れを所管省が独自に判断することはできないか。	血圧計の検査方法、基準については、OIMLの場で活発に検討が行われており、現在、4次案について検討が行われているところ。外国検査データの受入れは、所管庁が独自に判断して認めたとしても、後に国際整合性がとれなくなる可能性があり、OIMLにおける検査方法等の勧告後に行うことが合理的。	*

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
(3)アネロイド型血圧計						
1 (検定の処理期間)	通 93495	計量検定所を指導し、受付から検定終了まで3~4日で処理することとした。	平成7年10月に計量検定所を指導した。	処理期間の遵守状況いかに。	平成10年7月に都道府県計量検定所に対し、短期間で処理するよう指導。平成8年4月に苦情申立て者が検定受験を申請したときにも概ね3~4日での処理が確認されている。今後も受付から検定終了まで3~4日で処理を行うことを口頭指導しているところ。	
2 (相互承認の推進)	通 93495	計量器の規制に係る外国試験機関の検査データの相互受入れについて欧州諸国と協議を開始したところ。今後これを積極的に推進する。	引き続きOIMLで検討中であるが、当面合意ができていないことから、外国データの受入れは当面困難。	OIMLにとり血圧計の問題は優先度が低いのではないかと。したがって、外国データの受入れを所管省が独自に判断することはできないかと。	血圧計の検査の方法、基準については、OIMLの場で活発に検討が行われており、現在、4次案について検討が行われているところ。 外国検査データの受入れは、所管庁が独自に判断して認めたとしても、後に国際整合性がとれなくなる可能性があり、OIMLにおける検査方法等の勧告後に行うことが合理的。	*

3.工業関係等

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
3 (指定製造事業者制度) 通	93495	今後とも、積極的に同制度の運用を図る。	現在、新たな申請はないが、英文パンフレットによる同制度の広報に努めている。	外国企業が指定製造事業者制度を活用しない理由いかな。何らかの障害が生じているからではないか。	平成5年11月施行の計量法改正時に本制度を導入し、外国指定製造事業者については、現在10件(8社8工場(10事業区分))の指定を行ったところであり、件数が増加しているところ。6年度:0件、6年度:0件、7年度:2件、8年度:5件、9年度:2件、10年度:1件)また、指定基準のうち、本制度の重要な部分である品質管理の方法については、ISO(国際標準化機構)の規格に準拠しており、外国企業の参入する際の障害は制度上残されていない。	*
11.家庭用品品質表示						
2 (洗濯の取扱表示) 通	83102 87327	ISOで国際的な統一に向けて検討を行っている。	平成9年4月のISO国際会議で「家庭洗たく等取扱方法」の検討方法の見直しが行われ、我が国も積極的に参加している。	積極的に参加」の具体的な内容いかな。	本年4月に、米国フィラデルフィアで開催したWG3(漂白処理)の国際会議へ出席し我が国の意見等を提出した。他のWGについては書面審議が行われ、我が国は意見を提出している。	*